

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編	茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編		
目次	目次		
1 総則	1 総則		
第1節 目的 …………… 1	第1節 目的 …………… 1		
第2節 県土の自然条件 …………… 3	第2節 県土の自然条件 …………… 3		
第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …… <u>17</u>	第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …… <u>18</u>	i	頁番号の修正
2 風水害対策計画	2 風水害対策計画		(防災・危機管理課)
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 県土の保全 …………… <u>25</u>	第1節 県土の保全 …………… <u>26</u>		
第2節 土砂災害防止対策 …………… <u>31</u>	第2節 土砂災害防止対策 …………… <u>32</u>		
第3節 道路・港湾の安全対策 …………… <u>35</u>	第3節 道路・港湾の安全対策 …………… <u>36</u>		
第4節 都市防災 …………… <u>36</u>	第4節 都市防災 …………… <u>37</u>		
第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… <u>37</u>	第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… <u>38</u>		
第6節 農地・農業の安全対策 …………… <u>38</u>	第6節 農地・農業の安全対策 …………… <u>39</u>		
第7節 気象業務整備 …………… <u>40</u>	第7節 気象業務整備 …………… <u>41</u>		
第8節 情報通信設備等の整備 …………… <u>40</u>	第8節 情報通信設備等の整備 …………… <u>41</u>		
第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… <u>43</u>	第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… <u>45</u>		
第10節 火災予防 …………… <u>44</u>	第10節 火災予防 …………… <u>45</u>		
第11節 防災知識の普及 …………… <u>47</u>	第11節 防災知識の普及 …………… <u>48</u>		
第12節 防災訓練 …………… <u>49</u>	第12節 防災訓練 …………… <u>51</u>		
第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… <u>53</u>	第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… <u>54</u>		
第14節 要配慮者支援 …………… <u>56</u>	第14節 要配慮者支援 …………… <u>57</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 組織 …………… <u>59</u>	第1節 組織 …………… <u>60</u>		
第2節 動員 …………… <u>67</u>	第2節 動員 …………… <u>68</u>		
第3節 気象情報等計画 …………… <u>67</u>	第3節 気象情報等計画 …………… <u>68</u>		
第4節 災害情報の収集・伝達 …………… <u>77</u>	第4節 災害情報の収集・伝達 …………… <u>78</u>		
第5節 通信 …………… <u>85</u>	第5節 通信 …………… <u>86</u>		
第6節 広報 …………… <u>93</u>	第6節 広報 …………… <u>94</u>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元		
第7節 消防活動 97	第7節 消防活動 98	ii			
第8節 水防 100	第8節 水防 101				
第9節 災害警備 104	第9節 災害警備 105				
第10節 交通計画 105	第10節 交通計画 106				
第11節 避難 112	第11節 避難 113				
第12節 食糧供給 116	第12節 食糧供給 117				
第13節 衣料・生活必需品等供給 119	第13節 衣料・生活必需品等供給 120				
第14節 給水 121	第14節 給水 122				
第15節 要配慮者安全確保対策 123	第15節 要配慮者安全確保対策 123				
第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 125	第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 125				
第17節 医療・助産 125	第17節 医療・助産 125				
第18節 防疫 128	第18節 防疫 128				
第19節 災害廃棄物の処理 129	第19節 災害廃棄物の処理 129				
第20節 死体の捜索及び処理埋葬 130	第20節 死体の捜索及び処理埋葬 130				
第21節 障害物の除去 133	第21節 障害物の除去 133				
第22節 輸送 134	第22節 輸送 134				
第23節 労務計画 136	第23節 労務計画 136				
第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 136	第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 136				
第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 139	第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 139				
第26節 応援・受援 150	第26節 応援・受援 150				
第27節 農地農業 155	第27節 農地農業 155				
第28節 電力施設の復旧 156	第28節 電力施設の復旧 156				
第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 157	第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 157				
第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画 159	第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画 159				
第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 160	第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 160				
第32節 郵政事業に係る措置 160	第32節 郵政事業に係る措置 160				
第3章 災害復旧計画	第3章 災害復旧計画				
第1節 公共施設の災害復旧 162	第1節 公共施設の災害復旧 162				
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 164	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 164				
第3節 災害復旧資金 168	第3節 災害復旧資金 168				
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 169	第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 169				
第5節 その他の保護計画 181	第5節 その他の保護計画 181				

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第6節 防災関係機関の復旧計画 …… 182	第6節 防災関係機関の復旧計画 …… 182		
3 海上災害対策計画	3 海上災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防	iii	
第1節 海上交通安全の確保 …… 186	第1節 海上交通安全の確保 …… 186		
第2節 船舶の安全な運行の確保 …… 186	第2節 船舶の安全な運行の確保 …… 186		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え …… 187	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え …… 187		
第4節 緊急輸送活動への備え …… 189	第4節 緊急輸送活動への備え …… 189		
第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 …… 189	第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 …… 189		
第6節 災害復旧への備え …… 189	第6節 災害復旧への備え …… 189		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 190	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 190		
第2節 活動体制の確立 …… 191	第2節 活動体制の確立 …… 191		
第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …… 194	第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …… 194		
第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …… 195	第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …… 195		
第5節 緊急輸送の確保 …… 198	第5節 緊急輸送の確保 …… 198		
第6節 治安の維持 …… 199	第6節 治安の維持 …… 199		
第7節 応援の要請 …… 199	第7節 応援の要請 …… 199		
第8節 流出油等災害の補償対策 …… 199	第8節 流出油等災害の補償対策 …… 199		
4 航空災害対策計画	4 航空災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の航空状況 …… 201	第1節 茨城県の航空状況 …… 201		
第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …… 201	第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …… 201		
第3節 航空機の安全な運行の確保 …… 201	第3節 航空機の安全な運行の確保 …… 201		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… 202	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… 202		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 205	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 205		
第2節 活動体制の確立 …… 207	第2節 活動体制の確立 …… 207		
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 …… 210	第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 …… 210		
第4節 避難勧告、避難指示（緊急）、誘導 …… 212	第4節 避難勧告、避難指示（緊急）、誘導 …… 212		
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 212	第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 212		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元		
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 213	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 213	iv			
第7節 遺族等事故災害関係者の対応 …… 213	第7節 遺族等事故災害関係者の対応 …… 213				
第8節 防疫及び遺体の処理 …… 213	第8節 防疫及び遺体の処理 …… 213				
5 鉄道災害対策計画	5 鉄道災害対策計画	iv			
第1章 災害予防	第1章 災害予防				
第1節 茨城県の鉄道状況 …… 215	第1節 茨城県の鉄道状況 …… 215				
第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …… 216	第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …… 216				
第3節 鉄道交通安全運行の確保 …… 216	第3節 鉄道交通安全運行の確保 …… 216				
第4節 鉄道車両の安全性の確保 …… 217	第4節 鉄道車両の安全性の確保 …… 217				
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… 217	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… 217				
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策				
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 221	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 221				
第2節 活動体制の確立 …… 222	第2節 活動体制の確立 …… 222				
第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 225	第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 225				
第4節 避難勧告，避難指示（緊急），誘導 …… 226	第4節 避難勧告，避難指示（緊急），誘導 …… 226				
第5節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… 226	第5節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… 226				
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 227	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 227				
第7節 防疫及び遺体の処理 …… 227	第7節 防疫及び遺体の処理 …… 227				
第3章 災害復旧 …… 228	第3章 災害復旧 …… 228				
6 道路災害対策計画	6 道路災害対策計画			v	
第1章 災害予防	第1章 災害予防				
第1節 茨城県の道路交通状況 …… 229	第1節 茨城県の道路交通状況 …… 229				
第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …… 230	第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …… 230				
第3節 道路施設等の管理と整備 …… 230	第3節 道路施設等の管理と整備 …… 230				
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… 230	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… 230				
第5節 防災知識の普及 …… 233	第5節 防災知識の普及 …… 233				
第6節 再発防止対策の実施 …… 233	第6節 再発防止対策の実施 …… 233				
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策				
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 234	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 234				
第2節 活動体制の確立 …… 235	第2節 活動体制の確立 …… 235				

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 239	第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 239		
第4節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… 239	第4節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 …… 239		
第5節 危険物の流出に対する応急対策 …… 240	第5節 危険物の流出に対する応急対策 …… 240		
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …… 240	第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …… 240		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 240	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 240		
第8節 防疫及び遺体の処理 …… 241	第8節 防疫及び遺体の処理 …… 241		
第3章 災害復旧 …… 241	第3章 災害復旧 …… 241		
7 危険物等災害対策計画	7 危険物等災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） …… 242	第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） …… 242		
第2節 石油類等危険物施設の予防対策 …… 245	第2節 石油類等危険物施設の予防対策 …… 245		
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 …… 246	第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 …… 246		
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 …… 248	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 …… 248		
第5節 放射線使用施設等の予防対策 …… 249	第5節 放射線使用施設等の予防対策 …… 249		
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 …… 250	第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 …… 250		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） …… 251	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） …… 251		
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） …… 255	第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） …… 255		
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 …… 258	第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 …… 258		
第4節 高圧ガス，火薬類の事故応急対策 …… 261	第4節 高圧ガス，火薬類の事故応急対策 …… 261		
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 …… 265	第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 …… 265		
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 …… 266	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 …… 266		
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 …… 267	第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 …… 267		
第8節 避難誘導対策 …… 268	第8節 避難誘導対策 …… 268		
第9節 捜索・救出・救助対策 …… 269	第9節 捜索・救出・救助対策 …… 269		
第10節 応援要請対策 …… 269	第10節 応援要請対策 …… 269		
第11節 医療救護対策 …… 269	第11節 医療救護対策 …… 269		
第12節 緊急輸送の確保 …… 269	第12節 緊急輸送の確保 …… 269	vi	
8 大規模な火事災害対策計画	8 大規模な火事災害対策計画		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり …… 271</p> <p>第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 …… 272</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え …… 272</p> <p>第4節 防災知識等の普及 …… 274</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 275</p> <p>第2節 活動体制の確立 …… 276</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 279</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 279</p> <p>第5節 避難の受入れ …… 280</p> <p>第6節 施設及び設備の応急復旧活動 …… 280</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 280</p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 …… 281</p> <p>第3章 災害復旧 …… 281</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり …… 271</p> <p>第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 …… 272</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え …… 272</p> <p>第4節 防災知識等の普及 …… 274</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 275</p> <p>第2節 活動体制の確立 …… 276</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 279</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 279</p> <p>第5節 避難の受入れ …… 280</p> <p>第6節 施設及び設備の応急復旧活動 …… 280</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 280</p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 …… 281</p> <p>第3章 災害復旧 …… 281</p>	vii	
<p>9 林野火災対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり …… 282</p> <p>第2節 林野火災防止のための情報の充実 …… 282</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… 282</p> <p>第4節 防災活動の促進 …… 285</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 285</p> <p>第2節 活動体制の確立 …… 287</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 289</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 …… 291</p> <p>第5節 避難の受入れ …… 291</p> <p>第6節 施設，設備の応急復旧活動 …… 291</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 291</p> <p>第8節 二次災害の防止活動 …… 292</p>	<p>9 林野火災対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり …… 282</p> <p>第2節 林野火災防止のための情報の充実 …… 282</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… 282</p> <p>第4節 防災活動の促進 …… 285</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 285</p> <p>第2節 活動体制の確立 …… 287</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 …… 289</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 …… 291</p> <p>第5節 避難の受入れ …… 291</p> <p>第6節 施設，設備の応急復旧活動 …… 291</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 291</p> <p>第8節 二次災害の防止活動 …… 292</p>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>1 総則 第2節 県土の自然条件 2 気象災害の概況 (1) 台風（昭和16年以降） ⑤4 平成30.9.29～10.1（台風第24号） （省略） <u>⑤5（新規）</u></p>	<p>1 総則 第2節 県土の自然条件 2 気象災害の概況 (1) 台風（昭和16年以降） ⑤4 平成30.9.29～10.1（台風第24号） （省略） <u>⑤5 令和1.10.12～10.13（台風第19号（令和元年東日本台風））</u> <u>・10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、大型で猛烈な台風に発達した後、日本の南を北上した。台風は、大型で強い勢力を保ったまま、12日19時前に伊豆半島に上陸し、関東地方を通過した後、13日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。</u> <u>・台風の影響による記録的な大雨により、12日19時50分から大雨特別警報が最大20市町村で発表された。</u> <u>・10月10日18時から10月13日09時までの総降水量は、花園（北茨城市）で479.0ミリ、大能（高萩市）で405.5ミリ、徳田（常陸太田市）で345.0ミリなど大雨となった。期間最大1時間降水量は、花園（北茨城市）で60.0ミリ（12日20時21分まで）、大能（高萩市）で52.0ミリ（12日16時26分まで）など非常に激しい雨となった所があった。また、県内では強い風が吹き、最大瞬間風速は、つくば（つくば市）で32.5メートル（南南東、12日22時08分）、鹿嶋（鹿嶋市）で30.7メートル（南南東、12日20時37分）を観測した。</u> <u>・久慈川では、大子町にある久慈川橋水位観測地点の水位が、13日0時40分には7.69mの計画高に迫り、大子町では護岸崩壊などが起き、下流の常陸大宮市や久慈川水系里川、浅川の流域でもある常陸太田市において堤防決壊や越水などが発生した。</u> <u>・この雨の影響では、JR水郡線の大子町の袋田―常陸大子間の第6久慈川橋が流され、西金―上小川間の第2久慈川橋も傾き不通となった。</u> <u>・また、那珂川、那珂川水系藤井川においても、常陸大宮市をはじめ那珂市、水戸市で、堤防決壊や越水などが発生するなど、県内各地で甚大な被害が発生した。</u> <u>・被害は、死者2名、行方不明者1名、負傷者20名（中等症7名、</u></p>	13	台風被害を追記 （防災・危機管理課）

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第5 指定公共機関</p> <p><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></p> <p>1 災害時における電力供給に関すること。</p> <p>2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p> <p>2 風水害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 県土の保全</p> <p>第1 治山治水計画</p> <p>1 治山計画</p> <p>(1) 森林の概況</p> <p>本県の森林は県北部を中心とする山岳林，県央中部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に大別され，面積は18万 <u>7</u>千haで県土の約1/3を占めている。</p> <p>(2) 治山施設の整備</p> <p>県内における山地災害危険地区等 <u>を調査した結果</u>，総数で <u>1,237</u> 箇所あり，その内訳は次のとおりである。（<u>平成31</u>年3月末現在）</p> <p>山地災害危険地区（民有林） <u>1,176</u> 箇所 （国有林） 21 箇所 ※資料8-12</p> <p>海岸防災林荒廃危険地区 40 箇所 ※資料8-13</p> <p>2 保安林整備計画</p> <p>(1) 保安林の概況</p> <p><u>平成30</u>年度末現在で，民有保安林 <u>17,880</u>ha，国有保安林 38,025ha，計 <u>55,905</u>haの保安林が配備されている。</p>	<p><u>軽症13名），住家被害4,004棟（全壊146，半壊1,590，一部損壊1,721，床上浸水104，床下浸水443，）被害額199億7035万円（農林水産業被害額合計7,653,889千円，中小企業推計被害額合計12,316,463千円）等であった。</u></p> <p>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第5 指定公共機関</p> <p><u>東京電力パワーグリッド株式会社，株式会社JERA</u></p> <p>1 災害時における電力供給に関すること。</p> <p>2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p> <p>2 風水害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 県土の保全</p> <p>第1 治山治水計画</p> <p>1 治山計画</p> <p>(1) 森林の概況</p> <p>本県の森林は県北部を中心とする山岳林，県央中部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に大別され，面積は18万 <u>9</u>千haで県土の約1/3を占めている。</p> <p>(2) 治山施設の整備</p> <p>県内における山地災害危険地区等 <u>は</u>，総数で <u>1,242</u> 箇所あり，その内訳は次のとおりである。（<u>令和2</u>年3月末現在）</p> <p>山地災害危険地区（民有林） <u>1,181</u> 箇所 （国有林） 21 箇所 ※資料8-12</p> <p>海岸防災林荒廃危険地区 40 箇所 ※資料8-13</p> <p>2 保安林整備計画</p> <p>(1) 保安林の概況</p> <p><u>令和元</u>年度末現在で，民有保安林 <u>17,888</u>ha，国有保安林 38,025ha，計 <u>55,913</u>haの保安林が配備されている。</p>	<p>22</p> <p>25</p>	<p>JERAが対象者であるため (中央防災会議)</p> <p>時点修正 (林業課)</p>

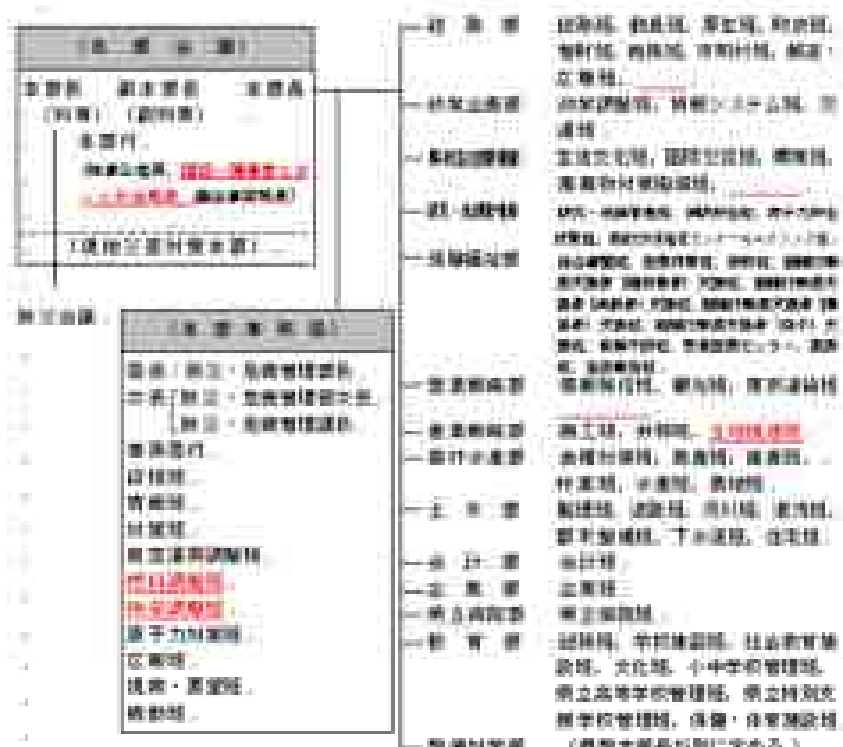
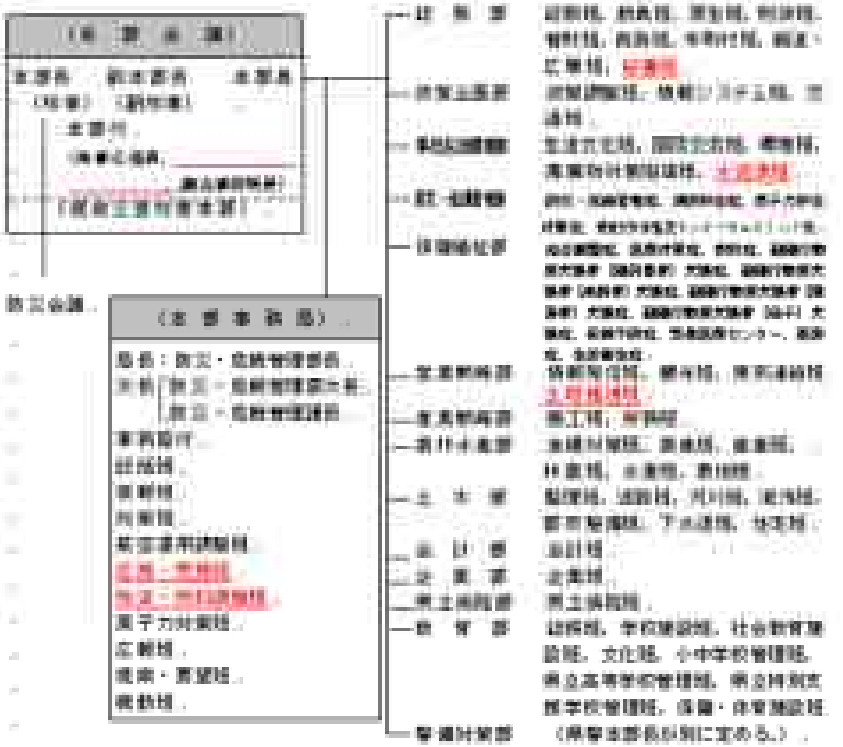
地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第2節 土砂災害防止対策 第5 土砂災害警戒情報の発表 2 発表及び解除 【発表】 大雨警報発表中に、<u>予測雨量等による計算値</u>が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）<u>を上回る</u>と予測される時。</p> <p>第4節 都市防災 3 <u>建築基準法第22条に基づく区域指定</u> <u>防火地域及び準防火地域以外の市街地について耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い、火災の延焼防止を図る。</u></p> <p>4 災害危険区域の指定 地方公共団体は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとるものとする。 <u>（災害危険区域は急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律第3条1項により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。）</u></p> <p>第6節 農地・農業の安全対策 第2 農業計画 1 災害の未然防止対策 (2) <u>農業共済加入率の向上</u> <u>農作物被害</u>による損失に備えて、<u>農業共済</u>加入を促進する。</p> <p>第8節 情報通信設備等の整備 <u>6（新設）</u></p>	<p>第2節 土砂災害防止対策 第5 土砂災害警戒情報の発表 2 発表及び解除 【発表】 大雨警報発表中に、<u>実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量</u>が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）<u>に達する</u>と予測される時。</p> <p>第4節 都市防災 3 <u>屋根不燃化区域の指定</u> <u>県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。</u></p> <p>4 災害危険区域の指定 地方公共団体は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとるものとする。</p> <p>第6節 農地・農業の安全対策 第2 農業計画 1 災害の未然防止対策 (2) <u>農業保険の普及</u> <u>農業災害</u>による損失に備えて、<u>農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険への加入</u>を促進する。</p> <p>第8節 情報通信設備等の整備 <u>6 予防保全、災害復旧作業の迅速化</u> <u>県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給</u></p>	<p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>39</p> <p>43</p>	<p>土砂災害警戒情報実施要領等の記述と整合（水戸地方気象台）</p> <p>表現の統一（建築指導課）</p> <p>条例改正による区域の見直し（建築指導課）</p> <p>農業災害補償法の改正（農業経営課）</p> <p>防災基本計画の修正（防災・危機管理課）</p>

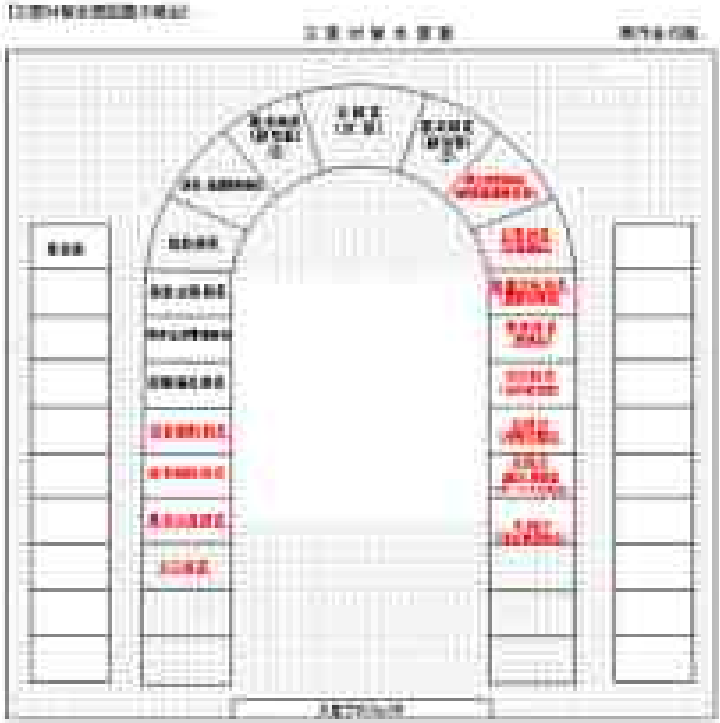

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第11節 防災知識の普及</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>(3) 広報誌，パンフレットの配布</p> <p>県，市町村，防災関係機関は，防災をテーマとした講演会，講習会，シンポジウム，座談会等を開催し，広く参加を呼びかけ，知識の普及，意識の高揚を図る。</p>	<p><u>網，通信網に支障が生じることへの対策として，事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け，相互の連携拡大に努めるものとする。</u></p> <p>第11節 防災知識の普及</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>(3) 広報誌，パンフレットの配布</p> <p>県，市町村，防災関係機関は，防災をテーマとした講演会，講習会，シンポジウム，座談会等を開催し，広く参加を呼びかけ，知識の普及，意識の高揚を図る。</p> <p><u>なお，ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては，居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに，安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと，避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること，警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p>	48	防災基本計画の修正 (防災・危機管理課)
<p>第13節 防災組織等の活動体制整備</p> <p>5 企業防災の促進</p> <p><u>(1) (新設)</u></p>	<p>第13節 防災組織等の活動体制整備</p> <p>5 企業防災の促進</p> <p><u>(1) 企業の責務</u></p> <p><u>企業は，豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう，テレワークの実施，時差出勤，計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 地下街等</u></p>	55	防災基本計画の修正 (労働政策課)
<p>(1) 地下街等</p> <p>第14節 要配慮者支援</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第14節 要配慮者支援</p> <p><u>3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保</u></p> <p><u>地震災害対策計画編第2章第3節第5「要配慮者安全確保のための備え」に準じる。</u></p>	58	基本協定締結に伴う修正 地震災害対策計画編に記載あり (福祉指導課)

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>3 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 組織 第1 県 1 災害対策本部 (1)組織系統</p>  <p>(5) 現地災害対策本部の設置 付表 【次ページ参照】</p>	<p>4 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 組織 第1 県 1 災害対策本部 (1)組織系統</p>  <p>(5) 現地災害対策本部の設置 付表 【次ページ参照】</p>	<p>60</p>	<p>組織改編 (防災・危機管理課)</p>



地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
部局名	事前配備体制		部局名	事前配備体制			
	事前配備 1	事前配備 2		事前配備 1	事前配備 2		
営業戦略部		<u>プロモーション戦略チーム 2</u> <u>観光物産課 3</u> <hr/>	営業戦略部		<u>営業企画課 3</u> <u>プロモーションチーム 2</u> <u>立地整備課 1</u> <u>宅地整備販売課 1</u>	63	組織改編 (防災・危機管理課)
産業戦略部		産業政策課 3 技術革新課 1 <u>産業基盤課 1</u> <u>土地販売推進課 1</u>	産業戦略部		産業政策課 3 技術革新課 1 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>		
2 災害警戒本部 (省略)			2 災害警戒本部 (省略)			64	組織改編 (防災・危機管理課)
							

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>〔災害発生時要領図の構成〕</p> <p>災害対策本部</p>	<p>〔災害発生時要領図の構成〕</p> <p>災害対策本部</p>	<p>65</p>	<p>組織改編 (防災・危機管理課)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p style="text-align: center;">茨城県災害対策室配置概要図【一部抜粋】</p>  <p>第3節 気象情報等計画 第1 特別警報・警報・注意報 2 特別警報・警報・注意報，その他気象情報の細分区域と運用 (2) その他 イ 記録的短時間大雨情報 (県内で、<u> </u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水，中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。)</p>	<p style="text-align: center;">茨城県災害対策室配置概要図【一部抜粋】</p>  <p>第3節 気象情報等計画 第1 特別警報・警報・注意報 2 特別警報・警報・注意報，その他気象情報の細分区域と運用 (2) その他 イ 記録的短時間大雨情報 (県内で<u>大雨警報発表中に</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水，中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。)</p>	<p>66</p> <p>68</p>	<p>組織改編 (防災・危機管理課)</p> <p>記述の見直し (水戸地方气象台)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																																									
ウ 竜巻注意情報 …この情報の有効期間は、発表から <u> </u> 1 時間である。			ウ 竜巻注意情報 …この情報の有効期間は、発表から <u>概ね</u> 1 時間である。			68	実態に合わせた修正 (水戸地方気象台)																																									
第2 洪水予報河川の洪水予報 1 国が管理する河川の洪水予報 国の機関が行う洪水予報の伝達先 (茨城県内関係のみ)			第2 洪水予報河川の洪水予報 1 国が管理する河川の洪水予報 国の機関が行う洪水予報の伝達先 (茨城県内関係のみ)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当管署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td>FAX 又は専用電話</td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> <td>FAX 又は専用電話</td> </tr> <tr> <td>河川情報センター</td> <td>専用回線 FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">水戸地方気象台</td> <td>常陸河川国道事務所</td> <td rowspan="4">専用回線</td> </tr> <tr> <td>県（防災・危機管理課）</td> </tr> <tr> <td><u>陸上自衛隊施設学校</u></td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本又は NTT西日本※1</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td rowspan="3">インター ネット ※2</td> </tr> <tr> <td>茨城放送</td> </tr> </tbody> </table>			担当管署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	FAX 又は専用電話	関係市町村	FAX 又は専用電話	河川情報センター	専用回線 FAX	水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線	県（防災・危機管理課）	<u>陸上自衛隊施設学校</u>	NHK水戸放送局	NTT東日本又は NTT西日本※1	茨城県警察本部	インター ネット ※2	茨城放送	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当管署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td>FAX 又は専用電話</td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> <td>FAX 又は専用電話</td> </tr> <tr> <td>河川情報センター</td> <td>専用回線 FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">水戸地方気象台</td> <td>常陸河川国道事務所</td> <td rowspan="4">専用回線</td> </tr> <tr> <td>県（防災・危機管理課）</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本又は NTT西日本※1</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td rowspan="3">インター ネット ※2</td> </tr> <tr> <td>茨城放送</td> </tr> <tr> <td><u>陸上自衛隊施設学校</u></td> </tr> </tbody> </table>			担当管署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	FAX 又は専用電話	関係市町村	FAX 又は専用電話	河川情報センター	専用回線 FAX	水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線	県（防災・危機管理課）	<u>(削除)</u>	NHK水戸放送局	NTT東日本又は NTT西日本※1	茨城県警察本部	インター ネット ※2	茨城放送	<u>陸上自衛隊施設学校</u>	73	伝達方法の変更 (水戸地方気象台)
担当管署	伝達先	伝達方法																																														
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	FAX 又は専用電話																																														
	関係市町村	FAX 又は専用電話																																														
	河川情報センター	専用回線 FAX																																														
水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線																																														
	県（防災・危機管理課）																																															
	<u>陸上自衛隊施設学校</u>																																															
	NHK水戸放送局																																															
	NTT東日本又は NTT西日本※1																																															
	茨城県警察本部	インター ネット ※2																																														
茨城放送																																																
担当管署	伝達先		伝達方法																																													
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	FAX 又は専用電話																																														
	関係市町村	FAX 又は専用電話																																														
	河川情報センター	専用回線 FAX																																														
水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線																																														
	県（防災・危機管理課）																																															
	<u>(削除)</u>																																															
	NHK水戸放送局																																															
	NTT東日本又は NTT西日本※1																																															
	茨城県警察本部	インター ネット ※2																																														
	茨城放送																																															
<u>陸上自衛隊施設学校</u>																																																

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画掲載頁	備考（）は意見提出元																																							
2 県が管理する河川の洪水予報 利根川水系桜川洪水予報の伝達先			2 県が管理する河川の洪水予報 利根川水系桜川洪水予報の伝達先			74	伝達方法の変更 (水戸地方気象台) (県河川課)																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当管署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">茨城県土木部河川課</td> <td>土浦土木事務所</td> <td><u>防災行政無線</u></td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦河川事務所</td> <td><u>専用回線</u> <u>FAX</u></td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td rowspan="4"><u>FAX</u></td> </tr> <tr> <td>土浦市</td> </tr> <tr> <td>つくば市</td> </tr> <tr> <td>阿見町</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">水戸地方気象台</td> <td>常陸河川国道事務所</td> <td rowspan="7">専用回線</td> </tr> <tr> <td>県(防災・危機管理課)</td> </tr> <tr> <td><u>陸上自衛隊施設学校</u></td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本又はNTT西日本※1</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td rowspan="2">インターネット ※2</td> </tr> <tr> <td>茨城放送</td> </tr> </tbody> </table>	担当管署	伝達先	伝達方法	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所			<u>防災行政無線</u>	霞ヶ浦河川事務所	<u>専用回線</u> <u>FAX</u>	茨城県警察本部	<u>FAX</u>	土浦市	つくば市	阿見町	水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線	県(防災・危機管理課)	<u>陸上自衛隊施設学校</u>	NHK水戸放送局	NTT東日本又はNTT西日本※1	茨城県警察本部	インターネット ※2	茨城放送	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当管署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">茨城県土木部河川課</td> <td>土浦土木事務所</td> <td rowspan="6"><u>メール</u> <u>及び</u> <u>FAX</u></td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦河川事務所</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> </tr> <tr> <td>土浦市</td> </tr> <tr> <td>つくば市</td> </tr> <tr> <td>阿見町</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">水戸地方気象台</td> <td>常陸河川国道事務所</td> <td rowspan="3">専用回線</td> </tr> <tr> <td>県(防災・危機管理課)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> <td rowspan="4">インターネット ※2</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本又はNTT西日本※1</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> </tr> <tr> <td>茨城放送</td> </tr> <tr> <td><u>陸上自衛隊施設学校</u></td> </tr> </tbody> </table>	担当管署	伝達先	伝達方法	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	<u>メール</u> <u>及び</u> <u>FAX</u>	霞ヶ浦河川事務所	茨城県警察本部	土浦市	つくば市	阿見町	水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線	県(防災・危機管理課)	<u>(削除)</u>	NHK水戸放送局	インターネット ※2	NTT東日本又はNTT西日本※1	茨城県警察本部
担当管署	伝達先	伝達方法																																												
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	<u>防災行政無線</u>																																												
	霞ヶ浦河川事務所	<u>専用回線</u> <u>FAX</u>																																												
	茨城県警察本部	<u>FAX</u>																																												
	土浦市																																													
	つくば市																																													
	阿見町																																													
水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線																																												
	県(防災・危機管理課)																																													
	<u>陸上自衛隊施設学校</u>																																													
	NHK水戸放送局																																													
	NTT東日本又はNTT西日本※1																																													
	茨城県警察本部		インターネット ※2																																											
	茨城放送																																													
担当管署	伝達先	伝達方法																																												
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	<u>メール</u> <u>及び</u> <u>FAX</u>																																												
	霞ヶ浦河川事務所																																													
	茨城県警察本部																																													
	土浦市																																													
	つくば市																																													
	阿見町																																													
水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線																																												
	県(防災・危機管理課)																																													
	<u>(削除)</u>																																													
	NHK水戸放送局	インターネット ※2																																												
	NTT東日本又はNTT西日本※1																																													
	茨城県警察本部																																													
	茨城放送																																													
<u>陸上自衛隊施設学校</u>																																														
第4 土砂災害警戒情報 (大雨警報(土砂災害)発表中に、 <u>大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時に</u> 、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる(<u> </u> 警戒レベル4に相当する)。			第4 土砂災害警戒情報 (大雨警報(土砂災害)発表後、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに</u> 、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる(<u>避難が必要とされる</u> 警戒レベル4に相当する)。			76	記述の見直し (水戸地方気象台)																																							

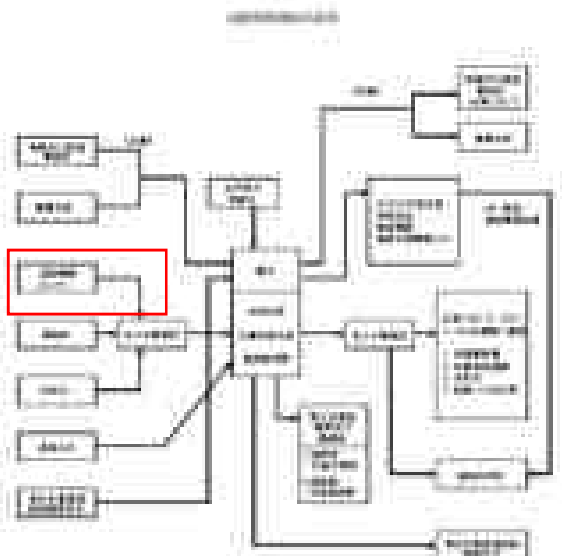
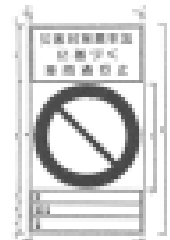

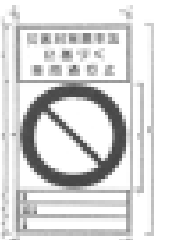
地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第5 火災気象通報</p> <p>(2) 通報の対象地域 <u>茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、「北部」、「南部」、「県北地域」、「県央地域」、「鹿行地域」、「県南地域」、「県西地域」を用いる。</u></p> <p>(4) 通報文の構成 イ 発表官署名及び<u>発表・解除日時分</u> ウ <u>本文は主文</u>及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）</p> <p>(5) 通報の基準 <u>気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報する。</u></p>	<p>第5 火災気象通報</p> <p>(2) 通報の対象地域 <u>市町村単位で通報する。</u></p> <p>(4) 通報文の構成 イ 発表官署名及び<u>発表日時</u> ウ <u>見出し, 対象地域・要素・期間</u>及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）</p> <p>(5) 通報の基準 <u>（毎朝（5時頃）, 向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。）</u></p>	<p>76</p> <p>76</p> <p>77</p>	<p>記述の見直し （水戸地方気象台）</p> <p>火災気象通報の運用見直し （水戸地方気象台）</p> <p>火災気象通報の運用見直し （水戸地方気象台）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第6節 広報 2 広報手段 広報活動実施系統図</p> <p>広報活動実施系統図</p>	<p>第6節 広報 2 広報手段 広報活動実施系統図</p> <p>広報活動実施系統図</p>	<p>95</p>	<p>事務局班体制の見直し (防災・危機管理課)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第10節 交通計画 1 規制の種別等</p>  <p>3 各機関別実施者 エ 緊急通行車両の確認等 (ウ) 公安委員会は、あらかじめ災害対策基本法施行規則第2条に規定する表示並びに同規則第3条に規定する標識及び標章並びに証明書の用紙を作成して、県警察本部及び警察署の交通主管課に配布しておくものとする。</p> <p>(エ) 標識及び標章並びに証明書の様式は次のとおりである。</p> <p>標識</p> 	<p>第10節 交通計画 1 規制の種別等</p>  <p>3 各機関別実施者 エ 緊急通行車両の確認等 (ウ) 公安委員会は、あらかじめ災害対策基本法施行規則第5条に規定する標示並びに同規則第6条に規定する標章及び証明書の用紙を作成して、県警察本部及び警察署の交通主管課に配布しておくものとする。</p> <p>(エ) 標示及び標章並びに証明書の様式は次のとおりである。</p> <p>標示</p> 	<p>106</p> <p>108</p>	<p>道路情報モニターの廃止（道路維持課）</p> <p>条項の修正（防災・危機管理課）（県警）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																																																																																																																
<p>備考1 図形は文字、距離及び方位線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。⌘</p> <p>2 線幅及び区分線の太さは、1センチメートルとする。⌘</p> <p>3 図面の長さの単位は、センチメートルとする。⌘</p> <p>4 道路の形状又は交通の状況により判別のある場合によっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。⌘</p> <p><u>説明書</u> <u>様式第3（第3条関係）</u></p> <p>4 道路、橋梁の応急対策</p> <p style="text-align: center;">土木事業所現有車両数 [R27.1現在]</p> <table border="1" data-bbox="197 991 790 1410"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>トラック</th> <th>パトロールカー</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>尾戸土木</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>栗原大宮土木</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>大子工務</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>栗原大田工事</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>高取工事</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>新田工事</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>国東土木</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿ヶ嶋工事</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>土浦土木</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>横田土木</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>西郷工事</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>瀬工事</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td>7</td><td>17</td><td>24</td></tr> </tbody> </table>	事業所名	トラック	パトロールカー	計	尾戸土木	1	2	3	栗原大宮土木	1	1	2	大子工務	0	1	1	栗原大田工事	0	2	2	高取工事	1	1	2	新田工事	0	1	1	国東土木	1	1	2	鹿ヶ嶋工事	1	1	2	土浦土木	1	3	4	横田土木	1	2	3	西郷工事	0	1	1	瀬工事	0	1	1	計	7	17	24	<p>備考1 図形は文字、距離及び方位線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。⌘</p> <p>2 線幅及び区分線の太さは、1センチメートルとする。⌘</p> <p>3 図面の長さの単位は、センチメートルとする。⌘</p> <p>4 道路の形状又は交通の状況により判別のある場合によっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。⌘</p> <p><u>証明書</u> <u>様式第4（第6条関係）</u></p> <p>4 道路、橋梁の応急対策</p> <p style="text-align: center;">土木事業所現有車両数 [R27.1現在]</p> <table border="1" data-bbox="996 995 1590 1415"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>トラック</th> <th>パトロールカー</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>尾戸土木</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>栗原大宮土木</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td></tr> <tr><td>大子工務</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>栗原大田工事</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>高取工事</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>新田工事</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>国東土木</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>鹿ヶ嶋工事</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>土浦土木</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>横田土木</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>西郷工事</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>瀬工事</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td>5</td><td>20</td><td>25</td></tr> </tbody> </table>	事業所名	トラック	パトロールカー	計	尾戸土木	0	3	3	栗原大宮土木	2	2	4	大子工務	0	2	2	栗原大田工事	0	2	2	高取工事	0	1	1	新田工事	0	1	1	国東土木	0	1	1	鹿ヶ嶋工事	1	1	2	土浦土木	1	3	4	横田土木	1	2	3	西郷工事	0	1	1	瀬工事	0	1	1	計	5	20	25	<p>109</p> <p>111</p>	<p>条項の修正 (防災・危機管理課)</p> <p>組織改編 (道路維持課)</p>
事業所名	トラック	パトロールカー	計																																																																																																																
尾戸土木	1	2	3																																																																																																																
栗原大宮土木	1	1	2																																																																																																																
大子工務	0	1	1																																																																																																																
栗原大田工事	0	2	2																																																																																																																
高取工事	1	1	2																																																																																																																
新田工事	0	1	1																																																																																																																
国東土木	1	1	2																																																																																																																
鹿ヶ嶋工事	1	1	2																																																																																																																
土浦土木	1	3	4																																																																																																																
横田土木	1	2	3																																																																																																																
西郷工事	0	1	1																																																																																																																
瀬工事	0	1	1																																																																																																																
計	7	17	24																																																																																																																
事業所名	トラック	パトロールカー	計																																																																																																																
尾戸土木	0	3	3																																																																																																																
栗原大宮土木	2	2	4																																																																																																																
大子工務	0	2	2																																																																																																																
栗原大田工事	0	2	2																																																																																																																
高取工事	0	1	1																																																																																																																
新田工事	0	1	1																																																																																																																
国東土木	0	1	1																																																																																																																
鹿ヶ嶋工事	1	1	2																																																																																																																
土浦土木	1	3	4																																																																																																																
横田土木	1	2	3																																																																																																																
西郷工事	0	1	1																																																																																																																
瀬工事	0	1	1																																																																																																																
計	5	20	25																																																																																																																

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第14節 給水</p> <p><u>1 方針</u> 災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し保護する。又、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。</p> <p><u>2 実施機関</u> (1) 飲料水の供給は、市町村長が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。 (2) 当該市町村限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。 (3) 水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。</p> <p><u>3 応急給水活動の実施</u> (1) 活動内容 用水供給事業者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。 また、水道事業者は、配水池の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。 県は、市町村から要請があった場合及び災害状況により必要だと認める場合は、他の関係機関に支援を要請する。 (2) 給水基準 <u>1日1人3リットル</u> ※資料 12-2（給水車等配備状況一覧）</p> <p><u>4 搬水給水の給水源</u> 水道水を搬水給水する場合の給水源のうち県営水道については、次表のとおりである。</p>	<p>第14節 給水</p> <p><u>1 応急給水の実施</u> <u>地震災害対策計画編第3章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。</u></p> <p><u>2 上水道施設の応急復旧</u> <u>地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。</u></p>	<p>121 ～ 123</p>	<p>各災害対策編との整合を図った。 (水政課)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
区分	所在地	電 話	給水量			
鳥取水道事務所	〒310-0075 土浦市大倉町1-222	0291-821394	134,000㎥/日			
鹿沼水道事務所	〒314-0001 鹿沼市宮中2-11-1	02981-82112	24,000㎥/日			
鳥取中央水道事務所	〒311-0107 鳥取市東町482	0291-860395	54,000㎥/日			
鳥取水道事務所	〒310-0102 鳥取市北町2-2	02981-77292	27,400㎥/日			
白旗川浄水場	〒310-0001 取手市小笠原1-1	02971-70381	101,000㎥/日			
駒谷浄水場	〒310-4102 土浦市東郷1129	0291-822422	1,000㎥/日			
園部川浄水場	〒310-1502 茨城県水戸市1100	02981-780100	24,000㎥/日			
水鏡川浄水場	〒310-0045 常陸中央広域圏1052	02971-77110	24,000㎥/日			
藤川浄水場	〒314-0004 鹿沼市坂0122	02981-70251	20,000㎥/日			
阿波野水場	〒310-0004 鳥取市阿波野町1052	0291-820320	50,400㎥/日			
<p>なお、市町村における水道（上水道・簡易水道）の給水量は資料12-1のとおりである。</p> <p><u>5 応急復旧</u></p> <p>水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち次により行う。</p> <p>(1) 応急復旧方針</p> <p>水源（取水）施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設（送配水管、配水本管、配水小管）給水装置の順に復旧する。なお、応急給水活動を行う拠点に至る各管路についても可能な限り優先して復旧するものとする。</p> <p>(2) 応援・協力</p> <p>ア 水道事業者は、指定水道工事業者等と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧</p> <p>旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事業者等の応援又は協力を求める。</p> <p>イ 水道事業者は、被害を受けた他の水道事業者から応急給水及び復旧のために、技術者、資機材、用水等について応援又は協力を求められたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。</p> <p>ウ 水道工事業者、水道資機材の取扱業者及び防災関係機関は、水道事業者の行う応急給水及び復旧活動に協力するものとする。</p>						

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第15節 要配慮者の安全確保対策 5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策 <u>（新設）</u></p> <p>第19節 <u>災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の最中に同時大量の収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻輳等多くの困難が予想されるが、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るため次により迅速かつ適切に行うものとする。</u></p> <p>第1 市町村の措置 1 状況の把握及び災害廃棄物の処理 <u>災害が発生した場合、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理の主体として、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。</u></p> <p>2 協力要請 <u>市町村は、災害廃棄物処理に単独で対応しきれない場合は、近隣の市町村へ支援を求め、連携して対応する。</u> <u>県は、市町村からの要請を受けた場合又は被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、市町村の行う災害廃棄物処理について支援を行う。</u></p>	<p>第15節 要配慮者の安全確保対策 5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策 <u>（7）DWATの派遣</u> <u>県に対して被災市町村からDWATの派遣要請があった場合に、災害福祉支援ネットワークに対して避難所へのDWATの派遣要請を行う。</u></p> <p>第19節 <u>災害時には、住民による片付け作業が始まると同時に、災害で使用できなくなったものがごみとして搬出され、市町村のごみ処理能力を超える大量の廃棄物が発生する場合がある。また、施設の被災等により、市町村の一般廃棄物処理事業に支障が生じる可能性もある。</u> <u>このため、被災市町村における災害時の適切な初動対応や、関係機関との連携・協力により、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う等、災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保するものとする。</u></p> <p>第1 市町村の措置 1 <u>災害廃棄物の処理</u> <u>被災市町村は、被災状況を的確に把握した上で、市町村災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。</u> <u>加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。</u> <u>市町村が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。</u> <u>災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、</u></p>	<p>124</p> <p>128 ～ 130</p>	<p>基本協定締結に伴う修正 (福祉指導課)</p> <p>令和元年東日本台風における災害廃棄物処理を踏まえた見直し</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>協定内容の見直し (廃棄物対策課)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第2 県の措置</p> <p><u>県は、被災市町村に対して災害廃棄物の処理に係る技術支援、人的支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関連する事業者への協力要請、国や他都道府県との広域的な支援体制を構築し、連携して処理全体の進捗管理に努める。</u></p> <p>第3 風水害による災害廃棄物の留意点</p> <p><u>水害による災害廃棄物は、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することから、早急に被災家屋等から搬出する必要がある。</u></p> <p><u>また、竜巻等の風害では、災害廃棄物が散乱するという特徴がある。危険物・有害物等が混入しているおそれがあるため、収集運搬、分別、保管、処分の際、これらに留意する必要がある。</u></p> <p>第4 清掃施設</p>	<p><u>腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。</u></p> <p>2 <u>広域処理</u></p> <p><u>被災市町村は、災害時における廃棄物（災害廃棄物及び一般廃棄物処理施設の機能停止等によって通常の処理が困難なごみ及びし尿）の処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。</u></p> <p>第2 県の措置</p> <p><u>県は、あらかじめ関係機関との連携・協力による広域的な支援体制を確保し、被災市町村における災害時における廃棄物の迅速かつ円滑な処理を支援する。</u></p> <p><u>県内の廃棄物処理に関する社会資本を最大限活用した上で、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の災害廃棄物処理支援ネットワークの活用等による県域を越えた広域処理を支援する。</u></p> <p>第3 （削除）</p> <p>第3 <u>一般廃棄物処理施設</u></p>	<p>129 ～ 130</p>	<p>協定内容の見直し （廃棄物対策課）</p> <p>文言の整理 （廃棄物対策課）</p> <p>文言の整理 （廃棄物対策課）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																		
<p>第20節 死体の捜索及び処理埋葬 3 災害救助法による死体の捜索，（後略） (2) 死体の処理 ウ 費用の範囲及び限度額</p> <table border="1" data-bbox="87 395 889 603"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死体の洗浄，縫合，消毒等のための費用</td> <td>1体当たり <u>3,400円</u>以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体の一時保存のための費用</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仮建物の場合 <u>5,300円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 埋葬 ウ 費用の範囲及び限度額 (イ) 限度額 大人（満12歳以上） <u>211,300円</u>以内 小人（満12歳未満） <u>168,900円</u>以内</p> <p>第3章 災害復旧計画 第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 第1 農林漁業復旧資金</p> <p>4 農業災害補償 <u>農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について，災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速，適正化を図るとともに，早期に共済金の支払いをするよう指導する。</p> <p>6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の交通状況 1 県内の道路状況</p>	区分	限度額	死体の洗浄，縫合，消毒等のための費用	1体当たり <u>3,400円</u> 以内	死体の一時保存のための費用	(略)	仮建物の場合 <u>5,300円</u> 以内	(略)	(略)	<p>第20節 死体の捜索及び処理埋葬 3 災害救助法による死体の捜索，（後略） (2) 死体の処理 ウ 費用の範囲及び限度額</p> <table border="1" data-bbox="943 395 1742 603"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死体の洗浄，縫合，消毒等のための費用</td> <td>1体当たり <u>3,500円</u>以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体の一時保存のための費用</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仮建物の場合 <u>5,400円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 埋葬 ウ 費用の範囲及び限度額 (イ) 限度額 大人（満12歳以上） <u>215,200円</u>以内 小人（満12歳未満） <u>172,000円</u>以内</p> <p>第3章 災害復旧計画 第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 第1 農林漁業復旧資金</p> <p>4 農業災害補償 <u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について，災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速，適正化を図るとともに，早期に共済金の支払いをするよう指導する。</p> <p>6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の交通状況 1 県内の道路状況</p>	区分	限度額	死体の洗浄，縫合，消毒等のための費用	1体当たり <u>3,500円</u> 以内	死体の一時保存のための費用	(略)	仮建物の場合 <u>5,400円</u> 以内	(略)	(略)	<p>130</p> <p>131</p> <p>170</p>	<p>法律改正 （関東総合通信局）</p> <p>法律改正 （農業経営課）</p>
区分	限度額																				
死体の洗浄，縫合，消毒等のための費用	1体当たり <u>3,400円</u> 以内																				
死体の一時保存のための費用	(略)																				
	仮建物の場合 <u>5,300円</u> 以内																				
(略)	(略)																				
区分	限度額																				
死体の洗浄，縫合，消毒等のための費用	1体当たり <u>3,500円</u> 以内																				
死体の一時保存のための費用	(略)																				
	仮建物の場合 <u>5,400円</u> 以内																				
(略)	(略)																				

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																																							
<table border="1" data-bbox="203 248 808 549"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>192.7</td> </tr> <tr> <td>一般有料道路</td> <td>2</td> <td>70.5</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>17</td> <td>1,096.7</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>317</td> <td>3,403.0</td> </tr> <tr> <td>市町村道</td> <td>194,154</td> <td>51,137.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>199,493</td> <td>55,900.6</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="103 555 909 584"><u>（高速自動車道及び一般有料道路は、平成 29 年 4 月 1 日現在。</u></p> <p data-bbox="114 592 562 620"><u>その他は平成 27 年 4 月 1 日現在）</u></p> <p data-bbox="85 628 584 657"><u>※東水戸道路は一般有料道路に含む。</u></p> <p data-bbox="85 708 427 737">7 危険物等災害対策計画</p> <p data-bbox="85 748 311 777">第 1 章 災害予防</p> <p data-bbox="85 788 573 817">第 3 節 高圧ガス・火薬類の予防対策</p> <p data-bbox="85 828 748 857">4 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策</p> <p data-bbox="85 868 383 896">(2) 保安規程等の提出</p> <p data-bbox="103 908 217 936">〔事業者〕</p> <p data-bbox="85 948 916 1019"><u>ガス事業法第 30 条の規定に基づき（中略）されている（簡易ガス事業者はこれを準用する。）</u>保安規程の写しを（以下略）</p> <p data-bbox="85 1070 367 1099">9 林野火災対策計画</p> <p data-bbox="109 1110 338 1139">第 1 章 災害予防</p> <p data-bbox="138 1150 896 1179">第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p data-bbox="145 1190 486 1219">1 情報の収集・連絡関係</p> <p data-bbox="172 1230 441 1259">(2) 通信手段の確保</p> <p data-bbox="154 1270 761 1299">〔県（防災・危機管理部，警察本部），市町村〕</p> <p data-bbox="138 1310 887 1366">・・・一方，住民に対する災害情報等を広報するため，市町村<u>防災</u>行政無線の整備を推進するものとする。</p>	道路の種類	路線数	実延長	高速自動車国道	3	192.7	一般有料道路	2	70.5	一般国道	17	1,096.7	県道	317	3,403.0	市町村道	194,154	51,137.7	合計	199,493	55,900.6	<table border="1" data-bbox="1003 248 1608 512"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>201.5</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,180.6</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>316</td> <td>3,377.4</td> </tr> <tr> <td>市町村道</td> <td>190,303</td> <td>50,805.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>190,640</td> <td>55,565.1</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="949 555 1308 584"><u>（平成 30 年 4 月 1 日現在）</u></p> <p data-bbox="938 592 1323 620"><u>※県道に自転車道は含まない</u></p> <p data-bbox="938 708 1294 737">7 危険物等災害対策計画</p> <p data-bbox="938 748 1030 777">第 1 章</p> <p data-bbox="938 788 1426 817">第 3 節 高圧ガス・火薬類の予防対策</p> <p data-bbox="938 828 1601 857">4 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策</p> <p data-bbox="938 868 1236 896">(2) 保安規程等の提出</p> <p data-bbox="956 908 1070 936">〔事業者〕</p> <p data-bbox="938 948 1796 1019">ガス事業法<u>第 24 条、第 64 条及び第 97 条</u>の規定に基づき（中略）されている保安規程の写しを（以下略）</p> <p data-bbox="938 1070 1220 1099">9 林野火災対策計画</p> <p data-bbox="963 1110 1191 1139">第 1 章 災害予防</p> <p data-bbox="992 1150 1749 1179">第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p data-bbox="999 1190 1339 1219">1 情報の収集・連絡関係</p> <p data-bbox="1025 1230 1294 1259">(2) 通信手段の確保</p> <p data-bbox="1008 1270 1615 1299">〔県（防災・危機管理部，警察本部），市町村〕</p> <p data-bbox="992 1310 1794 1366">・・・一方，住民に対する災害情報等を広報するため，市町村<u>防災</u>行政無線の整備を推進するものとする。</p>	道路の種類	路線数	実延長	高速自動車国道	3	201.5	一般国道	18	1,180.6	県道	316	3,377.4	市町村道	190,303	50,805.6	合計	190,640	55,565.1	<p data-bbox="1821 416 1872 445">229</p> <p data-bbox="1821 935 1872 963">247</p> <p data-bbox="1821 1299 1872 1327">283</p>	<p data-bbox="1899 416 2069 488">時点修正 （道路維持課）</p> <p data-bbox="1899 935 2125 1007">法改正 （関東経済産業局）</p> <p data-bbox="1899 1299 2125 1370">表記の修正 （関東総合通信局）</p>
道路の種類	路線数	実延長																																								
高速自動車国道	3	192.7																																								
一般有料道路	2	70.5																																								
一般国道	17	1,096.7																																								
県道	317	3,403.0																																								
市町村道	194,154	51,137.7																																								
合計	199,493	55,900.6																																								
道路の種類	路線数	実延長																																								
高速自動車国道	3	201.5																																								
一般国道	18	1,180.6																																								
県道	316	3,377.4																																								
市町村道	190,303	50,805.6																																								
合計	190,640	55,565.1																																								